

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る世帯収入減少に伴う就学援助事業の対応について

大津町教育委員会

町では、経済的にお困りで小学校及び中学校に就学させることが困難な世帯の保護者に対して費用の一部を援助しております。

この度の、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、学校納付金（教材費など）の支払いが困難な場合は、認定基準を満たさないときでも、直近の収入状況で審査するなど柔軟な対応を行います。

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少などにより収入が著しく減少（家計急変）し、学校納付金（教材費など）の支払いが困難な方で、大津町の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者。

2. 申請方法

本事業を希望される方は、各学校までお申し出ください。

3. 申請に必要な書類

I 就学援助申請書

II 申立書

III 所得が著しく減少（家計急変）したことを証明する書類

- ・直近3ヶ月の給与明細又は、直近3ヶ月の収支報告書（通帳などで確認を行います。）
- ・離職証明書等
- ・国民健康保険税の減免を証明する書類等

4. 認定について

- ・令和2年8月31日までに申請された場合 4月1日に遡って認定します。
- ・令和2年9月1日以降に申請された場合 申請日から認定します。

5. その他

今回の就学援助事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への案内になりますので、すでに就学援助の申請を行っている保護者の皆様は改めて申請していただく必要はありません。

【問い合わせ】

大津町教育委員会
学校教育課 施設係
TEL：096-293-3349

就学援助申請に関する申立書

私は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入等が減少し、学校納付金（教材費等）の支払が困難であることから、就学援助の認定を受けたいので、申し立てます。

記

1 申立区分（次に（１）～（５）いずれかに○を付してください。）

- （１）休業等で収入・売上が減少した
- （２）離職した
- （３）会社が倒産した
- （４）その他の理由

2 理由等

例：新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先の会社から解雇されたため。

3 添付書類（添付する書類を○で付してください。）

- I 収入減後の直近3ヶ月の給与明細又は、収支報告書
※通帳等で確認をとらせていただきます。
- II 辞令又は離職証明祖
- III 国民健康保険税の減免を証明する書類
- IV その他、申立区分を証明する書類

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

（宛先）大津町教育委員会 教育長